

菊池広域連合公用車売却公告書

菊池広域連合公有財産等の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和5年8月15日

菊池広域連合長 荒木 義行

1. 入札に付する事項

(1) 売却する車両

財産名称	初年度登録	排気量 (ℓ)	走行距離 (km)	車検	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
オートバイ1号車 (軽二輪車)	H15.12	0.223	1,858	一時抹消	80,000	8,000 ※予定価格の10%

※備考：予定価格とは、あらかじめ菊池広域連合が定めた最低売却価格をいう。最低売却価格には、消費税、地方消費税及びリサイクル料金預託金を含む。

2. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 菊池広域連合ホームページ
- (2) 期間 令和5年9月1日（金）13時から令和5年10月10日（火）13時まで

3. 現物確認を行う日時及び場所

当該物件の現物確認を、下記のとおり行います。事前予約制としますので、下記連絡先まで連絡してください。

- (1) 期 間 令和5年9月1日（金）から令和5年9月19日（火）まで
※土日祝祭日を除く
13時30分から16時30分まで
- (2) 場 所 熊本県菊池郡菊陽町原水7番地1 菊池広域連合消防本部
- (3) 連 絡 先 菊池広域連合消防本部警防課
TEL：096-232-9344
- (4) 受付時間 8時30分から17時15分まで

4. 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事。
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない事。法人にあつては、役

員等（法人の役員またはその支店若しくは営業所等を代表するものをいう。）が暴力団員に該当しない事。

- (3) 日本語を完全に理解できる事。
- (4) 18歳以上である事。
- (5) 菊池広域連合が定める菊池広域連合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「連合ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、遵守することが出来る事。
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している事。

5. 入札参加申込

(1) 仮申込み

入札に参加しようとするものは、令和5年9月1日（金）13時から令和5年9月19日（火）14時まで紀尾井町戦略研究株式会社がインターネット上で運用する公有財産売却システム（<https://kankocho.jp/>）（以下「システム」という）により、参加の仮申込み手続きを行う事。

(2) 本申込み

入札参加仮申込み完了後、以下の書類を菊池広域連合事務局総務課へ持参または郵送してください。提出期限は令和5年9月19日（火）17時とします。（郵送の場合、普通郵便で同日消印有効）

- ・ 「公有財産入札参加申込書」 ※必要事項を記入・押印
- ・ 住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本の写し）
- ・ 受付確認書
- ・ 委任状（代理人による参加の場合のみ）

上記書類が菊池広域連合に到着後内容および添付書類を確認し、入札保証金が納付された後に、菊池広域連合が本申込みの登録を行います。

(3) 入札期間

令和5年10月3日（火）13時から令和5年10月10日（火）13時まで

※出品形式は入札形式とします。

(4) 開札日時及び開札場所

令和5年10月12日（木）17時以降 公有財産売却システム

(5) 入札保証金 必要

6. 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の納付は、クレジットカード（デビットカードは除く）による納付のみとします。システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、

入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカード（デビットカードは除く）にて納付する事。

- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売払い代金に充当します。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き決済されません。ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの都合上、一度引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。
- (4) 落札者が、菊池広域連合が定める契約期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は菊池広域連合に帰属します。

7. 落札者の決定方法

入札期間終了後、菊池広域連合は開札を行い公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者の会員識別番号を落札者の名前（名称）とみなします。

8. 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（菊池広域連合インターネット公有財産売却システムガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とします。

9. 契約の締結

落札者の決定後、菊池広域連合から落札者に対し、メールにより契約締結に関する案内をします。売買契約書を2部送付しますので、必要事項を記入・押印して契約の締結期限までに菊池広域連合消防本部警防課へ持参または郵送してください。その後、売買契約書は1部を落札者に送付し、1部を菊池広域連合が保管します。

10. 売却代金の納入

契約締結に際し、菊池広域連合が指定する銀行口座へ振り込んでください。

※売却代金納付期限までに売却代金の納付を菊池広域連合が確認できることが必要です。納付を確認できなかった場合、入札保証金を没収します。

11. その他

- (1) 入札参加者は、資格、申請書及び証明書等の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 契約締結日は、入札確定日時（令和5年10月12日（木）17時）以降とする。

- (3) 売払代金納付期限は、令和5年10月24日（火）14時30分とする。
- (4) 物件に関する事務窓口は菊池広域連合消防本部警防課（TEL：096-232-9344）とする。